

里親の認定等に関する省令（厚生労働省令第百十五号）第十九条第二号の規定に基づき、里親の認定等に関する省令第十九条第二号の厚生労働大臣が定める研修を次のように定める。

平成十四年九月五日

厚生労働大臣 坂口 力

里親の認定等に関する省令第十九条第二号の厚生労働大臣が定める研修

- 1 里親の認定等に関する省令第十九条第二号の厚生労働大臣が定める研修は、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む。以下同じ。）又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
 - 一 別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - 二 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者に対しては、相当と認められる範囲内で、同項第一号に掲げる科目の一部を免除することができる。

別表

区分	科目
養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目	社会福祉概論（講義） 児童福祉論（講義） 地域福祉論（講義） 養育家庭論（講義） 発達臨床心理学（講義） 社会福祉援助技術論（講義） 養護原理（講義） 医学（児童精神医学を含む。）（講義）
科目の内容及び方法の理解に関する科目	児童虐待論（講義・演習） 思春期問題援助論（講義・演習） 家族援助論（講義・演習） 専門里親演習（講義・演習）
養育実習	養育実習（実習）

注1 養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信の方法によって行なうことができる。この場合においては、添削指導又は面接指導を適切な方法により行なわなければならない。

2 養育実習は、児童福祉法に規定する児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。